

# これまでの議論の整理

---

- 1 過料徴収及び啓発指導体制
- 2 たばこ市民マナー向上エリア制度
- 3 効果的な啓発表示方法
- 4 加熱式たばこの取扱い
- 5 喫煙所整備

令和5年5月15日  
大阪市環境局

# 1 過料徴収及び啓発指導体制

## これまでに頂いた御意見等

- ・今後増えると思われる私有地の喫煙対策について、個別の相談窓口を市民にわかりやすく周知してほしい。
- ・市内全域を路上喫煙禁止にした際の路上喫煙防止指導員の巡回ルートは、よく検討のうえ計画を立ててほしい。
- ・路上喫煙防止指導員の拠点数については、諸経費等のデメリットもあると思うが、1か所よりも区中心の方がよいと思う。
- ・指導計画については、地域の声をよく聞いて計画を立ててほしい。

## 2 たばこ市民マナー向上エリア制度

### (1) これまでに頂いた御意見等

- ・たばこ市民マナー向上エリア制度の活動団体の裾野を広げるためには、地域活動協議会やエリアマネジメント団体など幅広い団体に積極的に働きかけてもらいたい。
- ・たばこ市民マナー向上エリア制度などで、市民が直接喫煙者に注意するのはトラブルも起こるので難しい。

### (2) 現時点での取組状況

- ・現時点での各種団体への働きかけ状況は以下のとおり。

- 大阪市商店会総連盟常任理事会において、協力依頼(3/15)
- 大阪エリアマネジメント活性化会議において、協力依頼(3/24)

#### 「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施しています。

- ・市民、事業者のみなさんが自主的に、道路、広場、公園その他の公共の場で路上喫煙防止活動に取り組んでいただき、その活動に大阪市が支援及び協働することにより、地域社会における喫煙マナーの意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める取り組みです。

#### < 活動内容 >

- 路上喫煙の防止に向けて様々な取り組みを行っていただき、それらの活動に大阪市は活動団体の自主性を尊重しながら、パートナーとして取り組みを応援しています。

例)・「のぼり」などの日常的な街頭啓発

・リーフレットやティッシュなどの啓発物品の配布

・啓発ポスターの掲示

・エリアの標示物設置

・キャンペーンや街頭啓発を行う際に大阪市職員を派遣(協働)

など

大阪市HP : <https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu150/akanzukin/manner.html>

### 3 効果的な啓発表示方法

#### (1) これまでに頂いた御意見等(1/2)

- ・ポイ捨て図鑑は現状の可視化もでき、参加型の取組として良いと思うので、社会的課題に対して提案も募るような取組も検討してほしい。
- ・動画の視聴数が伸び悩んでいるので、若年層が興味を持って投稿できる仕組みづくり等も検討してほしい。
- ・「2025年全面禁煙」など統一したキーワードを設定するなど、ストレートなメッセージを繰り返し伝えるような「すっきりしたデザイン」にしてもらいたい。
- ・啓発活動について時系列でのターゲットを設定し、その狙いを整理してもらいたい。
- ・市内全域での路上喫煙禁止に対する認知度も低いと思われるので、より一層のPRが必要である。
- ・マスコミなどにも注目してもらえるように、ビルの壁面アートや大人数でのPRなど、インパクトのある啓発手法も検討してほしい。
- ・万博を契機とする取組みであり、特に外国人向けの啓発は、先行する京都市などの取組みを参考に、有効な対策を検討してほしい。
- ・新型コロナウイルスの影響も落ち着き、外国人が増えてきているので、外国人への対応をどうするか検討してもらいたい。

### 3 効果的な啓発表示方法

#### (1) これまでに頂いた御意見等(2/2)

- ・非喫煙者も含めた周知を考えると、喫煙所整備によるメリット感が伝わるような表現や子どもの段階からの啓発なども検討してほしい。
- ・受動喫煙防止の強化のために、たばこ販売店や関係団体へ積極的に働きかけてもらいたい。
- ・連合振興町会や女性会などの団体は、情報を伝えれば、会報紙掲載など普及効果も高いので、活用してほしい。
- ・小学生や中学生だけではなく、高校生や大学生などへも啓発が必要である。
- ・市内事業者の新入社員研修での啓発など事業者と協力した取組みも検討してほしい。
- ・市内全域での路上喫煙禁止に対する認知度も低いと思われるので、より一層のPRが必要である。
- ・啓発の効果検証は難しいとは思いますが、効果の高いものに予算を重点的に配分するなど検討してほしい。
- ・制度周知の基準策定は難しいとは思いますが、最低限の基準を設けることも検討してほしい。
- ・全市域は広いので、啓発を民間に委託するなども検討してほしい。
- ・市民からの問い合わせ先がわかりづらいので、専用の問い合わせ窓口を作った方がいい。



### 3 効果的な啓発表示方法

#### (2) 現時点での取組状況

- ・分かりやすいキーワードを使って、新たに動画を制作。
- ・今後、デジタルサイネージ等を活用し、市民や事業者の方々に効果的な情報発信を検討。



市内全域の路上喫煙禁止に向けた啓発用動画(令和4年度制作)

## 4 加熱式たばこの取扱い

### これまでに頂いた御意見等

- ・加熱式たばこを規制の対象に含めるのであれば、加熱式たばこを吸っている人たちは、加熱式たばこは規制が緩いと思っていたり、周りへの影響が紙巻きたばこより少ないと思っているので、加熱式たばこを規制に含めることについてのPRは早めにしてもらいたい。
- ・加熱式たばこの利用者へ規制することについて説明する際は、たばこの葉を使っているものはたばこという事を説明していった方がわかりやすいと思う。加熱式たばこと紙巻きたばこの差はないという事をPRしてもらいたい。
- ・電子たばこをどうしていくのか、電子たばこを除外することにより、加熱式たばこの喫煙者が勘違いして、路上喫煙してしまうのではないか。

## 5 喫煙所整備

### 大阪市指定喫煙所設置経費等補助金の申請受付の開始

- ・受付期間：令和5年4月27日(木)～7月31日(月)
- ・対象となる喫煙所：指針等に基づき、大阪市の指定喫煙所として指定する喫煙所  
(おおむね5㎡以上の鉄道駅周辺等に設置する喫煙所 など)
- ・制度概要



	喫煙所を新たに設置する場合	既存喫煙所を改修する場合
設置・改修経費	補助上限額: <b>1,000万円</b> (地下施設: <b>2,000万円</b> )	補助上限額: <b>300万円</b>
維持管理経費	年間補助上限額: <b>144万円</b>	年間補助上限額: <b>48万円</b>
補助率	<b>100%</b> (設置・改修経費、維持管理経費)	

設置・改修経費: 工事費又は改修費、設備機器等の備品購入などを対象

維持管理経費: 清掃・機器保守等の委託費、光熱水費などを対象(賃料は対象外)